告示

○内閣府告示第十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　夕張市

二　地域再生計画の作成主体の名称　夕張市

三　地域再生計画の区域の範囲　夕張市の全域

○内閣府告示第十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　しもかわ経済自立発展モデル～持続可能な産業の構築による良質なくらしづくり～

二　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町の全域

○内閣府告示第十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　東日本大震災からの復興まちづくりと被災者を支える地域包括ケアの展開

二　地域再生計画の作成主体の名称　石巻市

三　地域再生計画の区域の範囲　石巻市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（四の五⑧）

○内閣府告示第十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　アナリティクス産業の集積による地域活力再生計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　会津若松市

三　地域再生計画の区域の範囲　会津若松市の全域

○内閣府告示第十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　都市部と村部が持続できる健幸都市の地域再生計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　見附市

三　地域再生計画の区域の範囲　見附市の全域

○内閣府告示第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　北陸産業競争力強化戦略

二　地域再生計画の作成主体の名称　富山県、石川県及び福井県

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県、石川県及び福井県の全域

○内閣府告示第十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　コンパクトシティ政策を中心とした包括的アプローチによる富山市地域再生計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　富山市

三　地域再生計画の区域の範囲　富山市の全域

○内閣府告示第十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　浜松市まちなかにぎわい創生計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　浜松市

三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市の区域の一部（中区の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（四の五⑧）

○内閣府告示第十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　TOGA国際芸術村を核としたクリエイティブビレッジ構想

二　地域再生計画の作成主体の名称　南砺市

三　地域再生計画の区域の範囲　南砺市の区域の一部（五箇山地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　森林資源の循環活用による持続可能な田園都市づくり計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　塩尻市

三　地域再生計画の区域の範囲　塩尻市の全域

○内閣府告示第二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　「食」で拓く三重の地域活性化

二　地域再生計画の作成主体の名称　三重県

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の全域

○内閣府告示第二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　「住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村

三　地域再生計画の区域の範囲　愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域

○内閣府告示第二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　航空宇宙産業の振興による地域活性化

二　地域再生計画の作成主体の名称　三重県

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の全域

○内閣府告示第二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の名称　鳥羽市「食」のしあわせ拡大プロジェクト

二　地域再生計画の作成主体の名称　鳥羽市

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥羽市の全域